

## 電子申告 R4 Ver.18.12（給与 e1）のリリース

給与 R4 平成 30 年版（Ver.18.10）のリリースに伴い、給与 R4 電子申告プログラム、および電子申告 R4 をリリースします。

### 1. 発行プログラム

#### ■電子申告 R4

システム名	バージョン
電子申告 R4	18.12

※ ライセンスは前回バージョンから変更ありません。18.1 用のライセンスが必要です。  
※ E i ボード Ver.18.10 以上の環境が必要です。

#### ■電子申告更新用

システム名	バージョン	更新の対象
給与 R4 H30 電子申告更新用プログラム ・給与・法定調書 R4 ・給与応援 R4 Premium	e1	18.10 以降

※ 給与 R4 H30 Ver.18.10 は、同日（11/9）ダウンロード公開です。  
※ 法定調書顧問 R4 H30 用の電子申告更新用プログラムは、2019 年 1 月公開予定です。（例年通り）

### 2. 日程

2018 年 11 月 9 日（金）

※ダウンロードマネージャー、マイページ共通の日程です。

### 3. システムの対応内容（電子申告 R4）

給与 R4 H30 Ver.18.1 からデータ取り込みができるようにしました。

※本対応は、「[18XA052 電子申告 R4 Ver.18.11（法人税 e3）のリリース](#)」にて、先行対応した旨をご案内していましたが、Ver.18.12 にて対応を行うこととしました。

### 4. システムの対応内容（給与 R4）

所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告に対応しました。

※平成 30 年分の法定調書の電子申告は、2019 年 1 月公開の Ver.e2 で対応します。（例年通り）

以降に記載する、システム対応予定や画面イメージは、  
全て「次回 Ver.18.13 (2019年1月初旬)」対応予定のものです。

## 5. 2019年1月のe-Taxの変更に対する対応予定について

2019年1月に行われるe-Tax側の変更に対する、電子申告R4の対応予定についてお知らせいたします。

尚、当内容は現時点の対応予定を記載したものです。今後変更となる可能性がありますことをあらかじめご承知おきください。

### 5-1. 2019年1月に行われるe-Tax側の対応内容

2019年1月に行われる対応は大きく分けて、以下の3つです。

電子申告R4 Ver.18.13 (2019年1月初旬公開) では、下表のとおり②と③に対応します。

e-Tax側の対応内容	電子申告R4の対応
①マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式による電子申告が可能	× 対応予定なし
②メッセージボックスの閲覧には原則として電子証明書が必要	○ 対応予定
③納税者宛に届く「申告のお知らせ」を税理士に転送設定ができる	○ 対応予定

### 5-2. ①マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式による電子申告が可能 【対応予定なし】

現在、電子申告を行うには、「国税利用者識別番号」を取得した上で、その国税利用者識別番号と設定した暗証番号によりログインして行う方式（以降、「従来方式」）となっていますが、新たに「マイナンバーカード方式」、「ID・パスワード方式」による電子申告利用が可能となります。

これらは、利用方法の追加であり、変更ではありませんので、「従来方式」も引き続きご利用いただけます。

従来方式	国税利用者識別番号と暗証番号による利用。 申告データには、電子証明書による電子署名を付与する。 ただし、税理士に委任する場合は、代理人（税理士）の電子署名のみを付与し、本人の電子署名は省略できる。
マイナンバーカード方式	マイナンバーカードのみでログインして電子申告が利用できるため、国税利用者識別番号（ID）や暗証番号（パスワード）を使わずに電子申告が行える。 事前の届出（＝利用開始届出）も不要。
ID・パスワード方式	国税庁ホームページの「 <u>確定申告書等作成コーナー</u> 」からのみ利用可能。 申告データに電子署名をする必要がなく、ID・パスワード方式用のIDとパスワード（従来方式の利用者識別番号と暗証番号に相当）のみで電子申告が可能となる。

上表のとおり、「マイナンバーカード方式」および「ID・パスワード方式」は、ご自身で申告を行う場合の利用方法です。

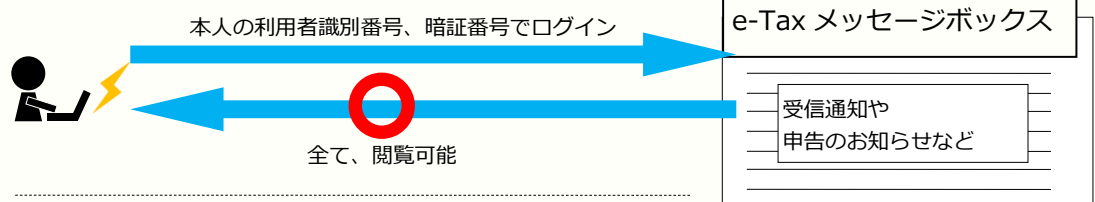
税理士等が納税者の代理で電子申告を行う場合は、今後も「従来方式」を利用することとなります。

電子申告R4は、税理士向けのソフトウェアとしているため、「マイナンバーカード方式」への対応は行いません。（ID・パスワード方式は市販ソフトでは対応できないこととされています。）

### 5-3. ②メッセージボックスの閲覧には原則として電子証明書が必要 【対応予定】

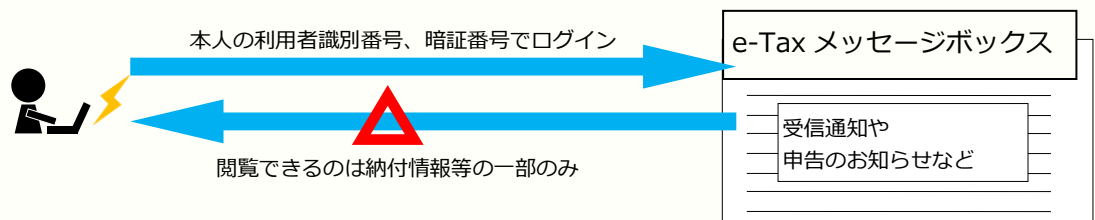
2019年1月より、セキュリティ対策の観点から、個人納税者のメッセージボックス（申告のお知らせや受信通知などが格納されています）を参照する際には、電子証明書による認証が必要となります。

#### ▼現在

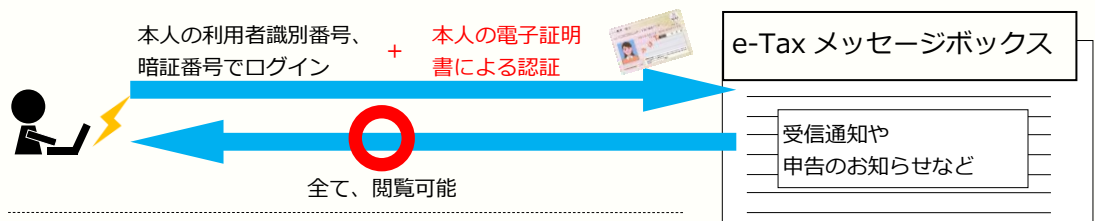


現在は、利用者識別番号とその暗証番号でログインすれば、メッセージボックスに格納されたメッセージを全て閲覧（確認）することができます。

#### ▼2019年1月～（個人納税者）



2019年1月以降、個人納税者の場合、利用者識別番号とその暗証番号でログインだけでは、受信通知や申告のお知らせなどが閲覧不可となります。



本人の電子証明書による認証を行うことで、メッセージボックスに格納された全てのメッセージを閲覧（確認）することができます。

※法人納税者については、従来通りです。（変更対象は、個人納税者のメッセージボックスのみ）

※税理士の場合も個人であれば変更の対象です。

税理士法人であっても、代理送信した個人納税者の受信通知の閲覧はできません。

全てのメッセージを閲覧するには、電子証明書（第四世代税理士用電子証明書）による認証が必要になります。

※認証せずに閲覧できるメッセージは、納付情報などです。（受信通知や申告のお知らせは閲覧できません。）

電子申告 R4 では、メニュー構成等は特に変えず、メッセージの受信の際に、電子証明書による認証を選択できるようにする予定です。

<p>法人納税者の場合 (従来通り)</p>	<p>送信後の受付結果受信確認のメッセージは、現在以下を表示していますが、Ver.18.13 からは「法人納税者の場合」のみに表示されるようになります。</p> <p>電子申告R4</p> <p>受付結果の受信を開始します。</p> <p>(注意) 受付システムの混雑等により、受付結果がすぐに発行されない場合があります。</p> <p>OK キャンセル</p>
----------------------------	---

「個人納税者の場合」は、送信後に以下のメッセージを表示するように変更して、電子証明書の認証を行えるようにします。

個人納税者の場合  
(表示メッセージを変更)

[はい] を選択することで、電子証明書（税理士が代理送信した場合は、「税理士用電子証明書」を使用）による認証を行います。

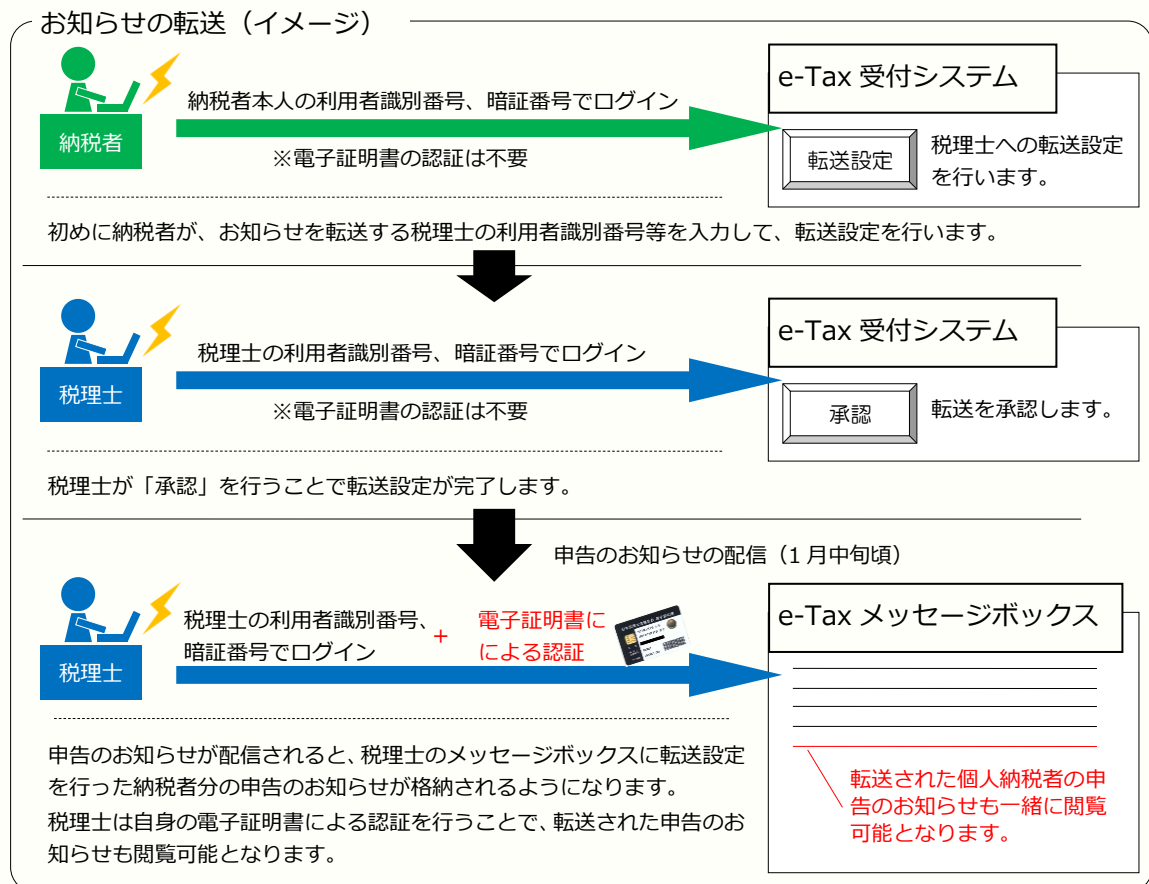
その後、受付結果の受信が行われ（従来通り）、受信後は従来と同じように電子証明書なしで受付結果の確認を行うことができます。

→受付結果を開く際、都度電子証明書が必要、ということはありません。  
電子証明書が必要なのは、受信時のみです。

#### 5-4. ③納税者宛に届く「申告のお知らせ」を税理士に転送設定ができる 【対応予定】

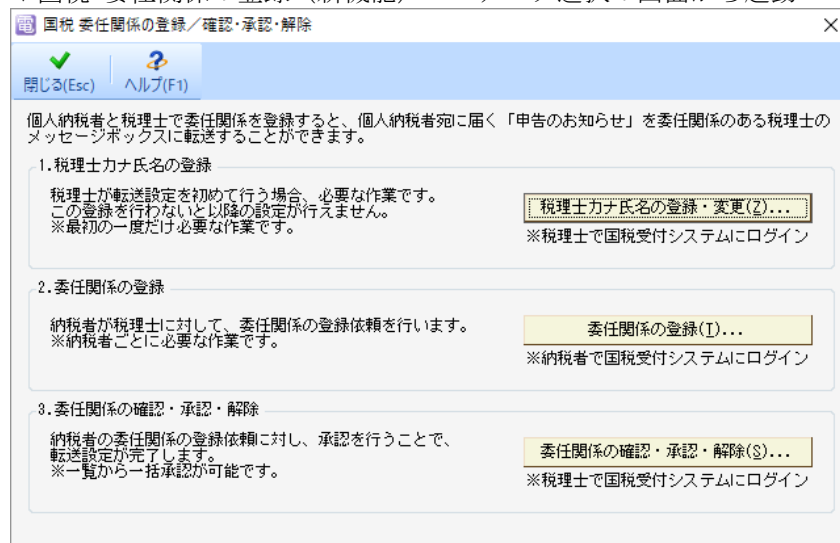
「②メッセージボックスの閲覧には原則として電子証明書が必要」により、納税者宛に届いた「申告のお知らせ」を確認するには、納税者本人のマイナンバーカードが必要となります。

ところが、税理士等に申告業務を依頼している個人納税者の多くは、電子証明書（マイナンバーカード）やICカードリーダーライターを所有していないため、今回の変更により、納税者のメッセージボックスに届いた「申告のお知らせ」を誰一人確認することができなくなってしまいます。これを回避する手段として、このお知らせを関与税理士に転送する仕組みが新設されます。



電子申告 R4 では、「国税 委任関係の登録」機能を新規に追加して、上記の一連の手続きをシステムから行えるようにする予定です。

▼国税 委任関係の登録（新機能） …データ選択の画面から起動



以上、宜しくお願ひ致します。